平成２６年（フ）第３２３号
千葉県柏市増尾台１丁目11番32―103号
債務者　久保　洋乃
1　決定年月日時　平成26年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月30日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第３４３号
千葉県我孫子市布佐１丁目９番地の17
債務者　永塚　泰子
1　決定年月日時　平成26年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月30日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第３５１号
千葉県柏市根戸398番地４　ホワイトコーポ101号
債務者　大坂　文信
1　決定年月日時　平成26年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月30日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第３５６号
千葉県我孫子市天王台４丁目３番17―101号コーポラスオネスト
債務者　黒岩江梨奈（旧姓土橋）
1　決定年月日時　平成26年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月30日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第３５９号
千葉県鎌ケ谷市道野辺中央４丁目13番21号フェアリーエリアＢ棟204
債務者　大庭多美子
1　決定年月日時　平成26年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月30日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第３６１号
千葉県松戸市八ケ崎３丁目64番地の７
債務者　関野真一郎
1　決定年月日時　平成26年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月30日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第６６号
石川県小松市白江町ロ141番地１　フレグランス白江203
債務者　杉浦　　徹
1　決定年月日時　平成26年８月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月30日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２６年（フ）第１９５号
兵庫県宝塚市野上６丁目５番４―203号
債務者　小倉　　豊
1　決定年月日時　平成26年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月30日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第１９６号
兵庫県宝塚市野上６丁目５番４―203号
債務者　小倉　孝子
1　決定年月日時　平成26年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月30日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第３８８号
兵庫県芦屋市朝日ケ丘町11番３―401号、前住所兵庫県芦屋市業平町２番８―1001号
債務者　福島　有子
1　決定年月日時　平成26年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月30日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第４０５号
兵庫県西宮市津門大塚町２番30―1003号
債務者　木村　純一
1　決定年月日時　平成26年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月30日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第４０９号
兵庫県尼崎市大庄北４丁目11番17号
債務者　瀬川　友紀
1　決定年月日時　平成26年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月30日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第４１２号
兵庫県西宮市上ケ原五番町４―４―203長澤方、住民票上の住所神戸市東灘区魚崎北町１丁目11番14号ルシェール魚崎北町101号中ノ瀬方
債務者　古賀　竜彦
1　決定年月日時　平成26年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月30日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第１４５号
徳島県板野郡藍住町徳命字前須西75番地　富士萬アパート３号
債務者　北島美千代（旧姓鎌田）
1　決定年月日時　平成26年８月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月30日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第８４号
福島県本宮市糠沢字光が丘２番地16
債務者　大河内由美子
1　決定年月日時　平成26年８月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月31日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２６年（フ）第５３２号
神戸市灘区高徳町４丁目５番14号　六甲マンション101
債務者　池垣　　繭
1　決定年月日時　平成26年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月31日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第５４８号
神戸市長田区六番町８丁目３番地の２　カサベラセントラルプラザ長田506号、従前の住所神戸市垂水区青山台２丁目15番23号
債務者　武知　優子
1　決定年月日時　平成26年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月31日まで
神戸地方裁判所第３民事部